

平成 29 年度第 1 回 栗東市立図書館協議会

- 開催日時 平成 29 年 5 月 27 日（土）10：00～12：00
- 開催場所 栗東市立図書館市立 会議室
- 出席者 石田勝 大屋邦代 小幡庫士 佐々木元秀 澤絢子 園田純子
高岡正秀 中村晴幸 宗本和子
- 事務局 図書館副館長 館長補佐
- 欠席者 1 人
- 傍聴者 0 人

概要

1.あいさつ

会長あいさつ

2.協議事項

- ① 栗東市立図書館基本的運営方針について
- ② 栗東西図書館の今後のあり方について
- ③ 図書館管理運営規則の変更及び、栗東市立図書館資料の利用制限に関する要綱（案）について
- ④ その他

3.閉会

副会長あいさつ

開会

会長あいさつ

開館 30 周年を迎え、「図書館マナーアップ大作戦」に取り組んでもらっている。より市民に利用いただける図書館をめざしてもらいたい。

本日の議案は今後の図書館運営に重要な方針を示すものになると思われる。委員の皆様の活発な意見を頂戴したい。

議事

①栗東市立図書館基本的運営方針について

（事務局）栗東市立図書館基本的運営方針について説明

前回の協議会並びに、総合調整会議で提案のあった事項とパブリックコメントの結果 0 件を報告。

（委員）職員体制の部分の変更箇所については、現在の状況も踏まえどのような体制が望ましいのか、西館の今後のありかたと相まって継続して検討していただく必要があると思われる。

（委員）西館の役割としてあがっている「貸出、返却のサービスポイント機能」とはどういう役割をいうのか。

（事務局）本来は、書架の無い場所で予約本の受け渡しや返却本の受付のみを行う場所を指すが西館においては駅前及び人口密集地の立地によりサービスポイントとしての役割を大きく担っているという考え方をとっている。

（委員）この方針は今後どのような日程で進められるのか。

（事務局）5 月の定例教育委員会、6 月の総合調整会議、議会にパブリックコメントの結果報告を

行い7月からの実施となる。HPにも公開していく。

(委員) 目標項目の障がい者サービスの利用人数が少ない数値と感じられるが、算定基準はどのようなものか。

(事務局) 障がい者サービスの主な内容としては視覚障害の方への音声サービスである。今後高齢化が進むことから録音図書等へ要求は増えると予想してはいるが、なかなか数値を示すのは難しく感じている。ただし積極的な広報を行い要求に応えていきたい。

②栗東西図書館の今後のあり方について

(事務局) 栗東西図書館の今後のあり方について説明。

(委員) 西館は書庫が無いため利用者の要求に応じるためには、本館からと相互調整していくという考えで良いのか。

(事務局) 構造的に書庫の機能が無いことは、今後も解消していくのは難しいので考え方は変わらない。

(委員) 西館に新しい本が少ないと感じる。西館も利用があるので新しい本を置いてほしい。もちろん、全分野では難しいので一定分野で良いので増やしてほしい。

図書館への来館のきっかけにもなるので「マナーアップ事業」が新聞で取り上げられていたのは大変有効な手段と思われる。

(事務局) 現在は利用の多い分野を購入しているが、西館の蔵書計画の見直しについては、今年からも取組んでいる。限られた予算の中で効率的に利用いただけるよう考えていきたい。

(委員) 新刊の要望の中で、購入や貸出を断る資料はあるのか。

(事務局) 収集方針のなかで、提供できないものとしているマンガ、学習参考書はお断りしている。また、特許関連などの高額資料、性的表現の際立つものはお断りしている。その他、青少年育成条例の指定本は貸出に一定年齢制限を課しているものはある。

(委員) 学校では国語科の総合的学習の時間の調べ学習やそれでの並行読書に関連する本が必要となる時があるので、図書館の蔵書で対応いただけるのは有りがたい。本館でも対応いただけるのか。

(事務局) 本館は児童書の冊数が多く、小林児童文庫においても調べ学習に対応する資料を購入している。今後は学校支援用の充実を図りたい。

③図書館管理運営規則の変更及び、栗東市立図書館資料の利用制限に関する要綱(案)について

(事務局) 図書館管理運営規則の変更及び、栗東市立図書館資料の利用制限に関する要綱(案)について説明。

(委員) 住宅地図は館内利用に限ることはできないのか。

(事務局) 最新資料は館内用としているが、毎年出版されるので、旧版は貸出して使ってもらっている。

(委員) 45日以上から利用制限に該当するということだが45日の根拠は何か、もっと日数を短くしてはどうか。また、経過日数の記載方法がわかりにくいと感じる。

(事務局) 45日に設定しているのは、30日で1回めの督促を行っているので、その後15日間を猶予期間と考えて設定した。

日数の記載については、条例や規則等の設定様式に合わせてこのような表記にさせてもらった。

(委員) 督促を行わず、一定日数経過後に制限をかけてはどうか

(事務局) 未返却に気がつかず来館され、貸出ができなくなると混乱を招くので、延滞についてはお

知らせるようにしている。

(委員) しかし、これでは他の人の読む機会も奪っているのではないか。

(事務局) 図書館での本の貸出は民法上の賃借契約。これを管理するためには図書館のシステムが不可欠となる。現在のシステムで適切に管理するために検討している日数で決めさせてもらった。

今後のシステム改修できめ細かい対応は可能になってくると考えられるが、現行ではこれが望ましい。今回初めて要綱を定めるので、今後変更が必要な部分は見直ししていく。あくまでも、一定の抑止になることを目的としたものと考えている。

(委員) 税金で購入している資料なので、返却が遅れたものは追徴課税と同じようにお金を払うと考えても良いのではないか。

(事務局) 弁護士に相談されて実施されている市町はあるようだが、実効性を考えると難しいと思う。

(委員) お金を払うという決まりで、抑止にはなると思う。

(事務局) 今のシステムでできることをまずは実施して、経過を観察し今後の有り方も継続して検討していく。

(委員) 督促状の送付は、手間もかかる仕事である。今後はがき代金もあがるし、以前行っていた旧公民館に返却できるようなことはできないのか。

(事務局) 基本的には借りたところに返却されるのが大多数ではあるが、今後の課題としていきたい。

(委員) 期限内に返却するのは当たり前と思うが、1日でも過ぎた時点で利用停止とすることは法的に問題があるのか。

(事務局) 問題は無い。各図書館でどのようなルールを定めるのか判断の異なるところではある。厳しいルールを定めるもひとつの方法であるが、当館の現在のシステムと体制では実行が難しい。

(委員) 実際の運用を行う図書館が出来る内容で実施するのが望ましい。実施後に検証を行って頂きたい。

④その他について

(事務局) H28年度滋賀県公共図書館協議会委員会「わたしたちの図書館キャンペーン」への取り組み及び「図書館マナーアップコピー大募集」への取り組みについて説明

(委員) 子どもの良い本が馬資料として並べられると子どもたちが手に取りにくいので置き場所は工夫してほしい。

(事務局) 検討する。

(委員) 絵本書架の近くに椅子を置くことはできないか。棚近くで本を見たいときに真ん中の机まで行くのは少し不便に感じる。

(事務局) 場所の制約はあるが、できるだけ置くように工夫したい。

(委員) 「わたしたちの図書館キャンペーン」の中にも取り上げているが、利用の少ない年代への取り組みをおこなってほしい。

(事務局) 図書館としても取り組んでいきたいと考えている。効果的な取り組みについて、また、委員の皆様のお知恵をお借りしたい。

(委員) 図書館利用のマナーの向上を目指すために、この本は特に大事に使おうというような内容を本の表紙に貼る、また、チラシを挟み込むなどして直接働きかけていくことも考えてはどうか。

(事務局) 一部資料では実施している。効果をあげているものもあるので検討していきたい。

（副会長あいさつ）長時間の議論をありがとうございました。

図書館は職員が少ない中で運営に努力いただいていると感じる。どうか体を壊したりすることがないようにしてほしい。